



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 500 情報セキュリティ強化対策業務(構築及び運用保守)委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 1
- 501 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 4
- 502 大規模小売店舗の店舗面積の届出 (商工振興課)..... 4
- 503 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 ()..... 5
- 504 天野土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 5
- 505 保安林予定森林 (林業振興課)..... 6
- 506 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ()..... 7
- 507 保安林の指定施業要件の変更 ()..... 7
- 508 漁業災害補償法の規定による区域の指定 (水産振興課)..... 7
- 509 基本測量の終了 (技術調査課)..... 8
- 510 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 8
- 511 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正 ()..... 8
- 512 平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 9

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 12
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課)..... 15
- 入札公告 (教育委員会)..... 25

○ 監査公表

- 監査公表第11号 28
- 監査公表第12号 29

○ 正誤

- 平成23年11月18日付け和歌山県報第2308号和歌山県告示第1217号中 33
- 平成23年11月18日付け和歌山県報第2308号和歌山県告示第1219号中 33
- 平成25年7月9日付け和歌山県報第2470号和歌山県告示第873号中 33
- 平成26年3月24日付け和歌山県報第2540号和歌山県告示第320号中 33
- 平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号和歌山県告示第489号中 33
- 平成27年3月20日付け和歌山県報第2642号和歌山県告示第287号中 34
- 平成27年7月24日付け和歌山県報第2678号和歌山県告示第867号中 34
- 平成28年6月17日付け和歌山県報第2769号和歌山県告示第677号中 34
- 平成30年3月27日付け和歌山県報第2949号和歌山県告示第340号中 34

告 示

和歌山県告示第500号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成35年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に、情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託と種類及び規模を同じくする契約（民間企業等を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員に所属する次のアからエまでのいずれかに該当する主任技術者の合計が2名以上であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けている者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) データベーススペシャリスト

(オ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(カ) ITサービスマネージャ

(キ) システム運用管理エンジニア

(ク) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（2）に係る履行証明書

ソ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

タ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

チ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ツ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シからセまで及びチに掲げる申請書類については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年4月17日（火）から同月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年4月26日（木）午前9時から同年5月1日（火）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年5月1日（火）から同月9日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、平成30年5月9日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成30年5月18日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、平成30年5月23日（水）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第501号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年5月7日まで縦覧に供する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年4月4日

2 名称

特定非営利活動法人海南市水泳協会

3 代表者の氏名

高梨博光

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市築地6番地の24

5 定款に記載された目的

この法人は海南市における水泳の健全な普及発展を図る事業を行い心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源粉河店
和歌山県紀の川市粉河785番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した年月日
平成30年3月20日
- 4 届出年月日
平成30年3月20日

和歌山県告示第503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
和歌山ミオ北館
和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第1459号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年4月17日から同年5月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成30年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	北康吉	伊都郡かつらぎ町大字神田143番地
理事	南垣内惣兵	伊都郡かつらぎ町大字下天野776番地
理事	谷口千明	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	小川宏吾	伊都郡かつらぎ町大字上天野132番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	田和正文	伊都郡かつらぎ町大字上天野303番地の1

理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	津田拓範	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	古谷敏晴	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
理事	赤阪岩男	伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地
理事	牧田哲次	伊都郡かつらぎ町大字下天野103番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7
監事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
監事	田和弘満	伊都郡かつらぎ町大字下天野512番地

2 就任した役員(平成30年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	谷口千明	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	南忠男	伊都郡かつらぎ町大字神田122番地
理事	南垣内智宏	伊都郡かつらぎ町大字下天野873番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
理事	杉本隆彦	伊都郡かつらぎ町大字上天野404番地
理事	赤阪岩男	伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	庵野衛	伊都郡かつらぎ町大字下天野394番地の20
理事	津田幸弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
理事	古谷宏文	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7
監事	田和正文	伊都郡かつらぎ町大字上天野303番地の1
監事	庵野清高	伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地

和歌山県告示第505号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字山野字山口3067、字渡り瀬3080の2、字大谷口3081の1、3081の2、字赤木3084の2
- 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第506号

平成30年和歌山県告示第288号（以下「告示第288号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
有限会社岩崎金治郎商店
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第288号のとおり

和歌山県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第508号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条に定める養殖業
（養殖業の種類）
小割り式まさば養殖業

名 称	単位漁場区域

第15前の浜	和特区第727号特定区画漁業権の漁場の区域
第36大島	和特区第728号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第510号

平成30年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成30年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 5 落札金額
31,648,320円（うち消費税及び地方消費税の額2,344,320円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月16日

和歌山県告示第511号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札参加資格)</p> <p>第 3 条 競争入札に参加することができる者(以下「競争入札参加資格者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第 8 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 申請日現在において、入札に参加を規模する営業種目又はそれに類似する営業種目について <u>1</u>年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(資格審査の申請書等)</p> <p>第 4 条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める申請書及び次に掲げる書類(以下「申請添付書類」という。)を、知事が別に定めるところにより提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について <u>1</u>年以上の営業実績があることを示す書類</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(入札参加資格)</p> <p>第 3 条 競争入札に参加することができる者(以下「競争入札参加資格者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第 8 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 申請日現在において、入札に参加を規模する営業種目又はそれに類似する営業種目について <u>2</u>年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(資格審査の申請書等)</p> <p>第 4 条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める申請書及び次に掲げる書類(以下「申請添付書類」という。)を、知事が別に定めるところにより提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について <u>2</u>年以上の営業実績があることを示す書類</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱は、平成30年5月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。

和歌山県告示第512号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成35年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(9) 入札公告の日から過去5年間において、都道府県立図書館又は政令指定都市立図書館の基幹業務システムの導入業務の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

(10) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、次のア、シ及びスについてはコンソーシアムの代表者が、サの書類については2の(9)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

カ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

キ 使用印鑑届

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（9）の要件を満たすことを証する履行証明書

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）6情報処理の（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」である者については、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ及びキからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成30年4月17日（火）から同年5月11日（金）までの月曜日及び5月1日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成30年5月8日（火）までの月曜日及び5月1日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成30年4月20日（金）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年4月17日（火）から同年5月11日（金）までの月曜日及び5月1日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成30年5月28日（月）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）及び月曜日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日及び月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

公 告

入 札 公 告

情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

(2) 業務の名称

情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託

(3) 業務の内容

庁内で保有する情報資産の情報セキュリティ対策強化業務において整備するシステムの構築及び運用保守

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成35年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成30年和歌山県告示第500号で定めた情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成30年4月17日（火）から同年5月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、平成30年4月26日(木)午前9時から同年5月1日(火)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成30年5月29日(火)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成30年5月29日(火)午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が

契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction, operation and maintenance of the system for the enhancement of information security ; Complete 1 Set

(2) Date and time for tender:

2:00 p.m. 29 May 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 29 May 2018)

(3) Contact point for the notice:

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請者に必要な条件

資格審査の申請は、当該申請をしようとする者が次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、行うことができる。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定がある場合は、この限りでない。

- (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては、法人税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 個人にあつては、在住する県内の市町村が個人に対して課する住民税（県民税及び市町村民税をいう。）に係る徴収金を完納していること。
- (7) 申請日現在において、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について1年以上の営業実績を有していること（法人にあつては、これに加えて、原則として、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について当該法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。）。
- (8) 競争入札に参加を希望する営業種目の営業を行うことについて、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請書等

資格審査に係る申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限るものとする。

(1) 申請添付書類

- ア 法人にあつては、登記事項証明書
- イ 個人にあつては、住民票
- ウ 2の(4)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

エ 2の(5)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

オ 2の(6)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

カ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

キ 2の(7)の営業実績を示す書類

ク 2の(8)に掲げる条件を満たすことを証する書類

ケ 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

コ アからケまでに掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出については、持参又は郵送によるものとする。

なお、電子調達システム(和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。)により申請を行う場合にあつては、作成したデータを送信するとともに、電子調達システムにより出力される申請確認書に押印し、申請添付書類を添付の上、持参又は郵送により提出しなければならない。

4 申請書及び申請添付書類の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

申請書及び申請添付書類は、別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関(以下「調達機関」という。)のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより申請を行った場合は、申請確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関において配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として、次に掲げるいずれかの期間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に行うものとする。

ア 平成30年5月1日(火)から同月31日(木)まで

イ 平成30年11月1日(木)から同月30日(金)まで

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、公告により競争入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)の規定にかかわらず、申請書及び申請添付書類の提出先は、和歌山県会計局総務事務集中課とする。

6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定により資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日(原則として、5の(1)のアの期間に申請されたもの

については平成30年8月1日、5の(1)のイの期間に申請されたものについては平成31年2月1日)から平成33年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札のうち条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

別表1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類 (品目等) 例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品 (画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類 (一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。) 等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙 (再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙 (再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム (再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム (医療用を除く。) 等
16	什器	鋼製什器 (書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器 (応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等

17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレットペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品(修理等を含む。)等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材等(修理を含む。)
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等

35	ガス類その他	LPガス（許可業者に限る。）、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス（医・理・工業用を含む。）、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器（顕微鏡、投影機等）、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・ <small>じんあい</small> 塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等（プラント所有者に限る。）
45	生コンクリート	生コンクリート（プラント所有者に限る。）
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鑄鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等

51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等）、検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む。）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等（医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料を含む。）等（必要な届出等を行っていること。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等（必要な届出等を行っていること。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等（毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。）、その他消防・防災用品（非常用備蓄食料等も含む。）、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品

67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物（印刷機（設備）を保有（リースを含む。）していること。）
68	—	—
69	—	—
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等（必要な届出等を行っていること。）
74	清掃用品取り替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）

別表2

申請書等を受け付ける県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局並びに和歌山市、海南市及び海草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達
警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達

入札公告

平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成35年度まで

(2) 業務の名称

平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務

(3) 業務の内容

平成30～35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務を実施する場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353番地の9

和歌山県立紀南図書館

(5) 業務を担当する部局

和歌山県立図書館資料課

(6) 業務の期間

契約締結日から平成35年12月31日まで

うちシステム導入委託業務実施期間：契約締結日から平成31年2月28日まで

うちシステム貸借業務実施期間：平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

うちシステム保守業務実施期間：平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第512号に規定する平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

(2) 期間

平成30年4月17日（火）から同年5月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）、月曜日及び5月1日（火）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、その後は、平成30年5月8日(火)までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して、書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成30年4月20日(金)午後2時

6 一般競争入札の場所及び日時

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成30年5月29日(火)午後2時

ウ 開札場所

5の(1)に同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月29日(火)午後1時30分までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

7 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。
コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうちいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Introduction and maintenance of Computer System for Wakayama Prefectural Library and equipment lease : 1 set

(2) Time limit for tender :

2:00 P.M. Tuesday 29 May 2018 (Deadline for bids submitted by mail: 1:30 P.M. Tuesday 29 May 2018)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan
TEL 073-436-9500
FAX 073-436-9501

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

平成29年8月29日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月17日

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 尾 崎 要 二
和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成29年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成28年度末で約3,334万円となり、前年度に比し、約194万円減少している。 今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 業務委託契約において、業務実績報告書を受領していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) みなし償却制度が平成26年度で廃止されたことに伴う国庫補助金等に係る移行処理が行われていないものがあったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 債権回収に係る委託費について、源泉徴収漏れがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、早期納付を目的とする未納者宅への訪問、家族面会時の面接、電話による納付指導などに加え、昨年度に引き続き弁護士法人等へ未収金回収業務を委託することにより、平成30年1月末までに4,207,615円（外来分102,850円、入院分4,104,765円）を収納した。 現年度については、電話連絡や電話連絡後の納付書の発送、外来受診時を利用しての未収金の説明等により新たな未収金発生防止に努めている。</p> <p>(2) 予備監査終了後に締結した契約について、従前の契約書及び仕様書の内容を見直し、法令に別段の定めのあるものを除き、原則として業務実績報告書を徴することとした。予備監査終了前に締結した契約についても、相手方と協議の上、業務実績報告書を徴するよう、取扱いを改めている。</p> <p>(3) 平成29年度の決算整理において平成26年度制度改正の未処理分の移行処理を行う。</p> <p>(4) 委託費の支払先から、未徴収となっていた源泉所得税の返金を受けて、6月中に税務署へ納付した。</p>

2 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成29年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

平成28年度の保有土地の販売については、実績がなく、平成28年度末現在、未処分地在が509,149㎡(事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。)となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成29年12月現在、御坊工業団地で1件21,881㎡を売却した。
今後、より積極的に土地の売却等に努めていく。

和歌山県監査公表第12号

平成30年1月26日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月17日

和歌山県監査委員 河野 ゆう
和歌山県監査委員 尾崎 要二
和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。</p> <p>イ 収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていた。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 職員住宅の天井修繕業務に係る契約において、根拠なく二者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 講習会等の参加負担金の支払において、請求書ではなく受講決定通知により支出していたので、適正な審査を行われたい。</p> <p>(5) 支出票で、出納員の決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 次のとおり処理した。</p> <p>ア 証紙売りさばきについて、複数人で窓口対応した場合は、実際に現金を収受した収納員について現金出納簿を作成することとしていたが、現金出納簿の作成方法について認識誤りがあり、不適正なものとなった。 今後このようなことのないよう、現金出納簿を収納員ごとに作成し、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 歳入金の取扱いについて、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)にのっとり適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行い、両者に相違がないよう処理を行った。 今後このようなことのないよう、正確な物品管理簿の作成及び備品の適正な管理について、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 当該契約は、2階の電気温水器の故障に伴う1階の天井まで水漏れ被害が発生しており、早急に修繕する必要があったことから、電気温水器の分解修繕と天井の張替修繕を併せて1者見積りにより随意契約を行ったものである。今後は、修繕内容を精査の上、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 支出の正当性を証明するに足りる書類を確認した上で、和歌山県財務規則第56条の規定に基づき、適正な審査事務を行うよう、関係職員に周知徹底を行った。</p> <p>(5) 本来、出納員の決裁を要する支出票の起案について、出納員の押印が漏れていたものであり、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約1,040万円となっており、前年度末に比し約147万円増加している。</p> <p>今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約349万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費受給時に就労等により得た収入については、不正受給防止のため、新規ケースの場合は保護開始時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を配布し、収入の申告義務等について周知徹底を図っている。</p> <p>また、課税状況調査や年金調査を実施し、適正に収入申告がなされているかを把握し、新規返還金の発生防止に努めている。</p> <p>未収金が発生している事案は、債務者が既に死亡していたり、管外で生活保護を受給しているなど償還指導について困難な状況にある場合がほとんどであるが、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。</p> <p>また、債務者が既に死亡し、相続放棄がなされている場合や相続人がいないケースについては、不納欠損処理等について本庁と協議を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、新規貸付時の面接調査において本人、連帯借主及び連帯保証人に同席を求め、資金の使途や本人らの償還能力を充分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。</p> <p>また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還方法等の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。</p> <p>未収金については、生活が大変厳しく、経済的に弱い立場の未納者が多いため、回収は困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を実施し、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(3) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行い、両者に相違がないよう処理を行った。</p> <p>今後このようなことのないよう、正確な物品管理簿の作成及び、備品の適正な管理について、職員に周知徹底を行った。</p>

3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約610万円となっており、前年度末に比し約116万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成28年度末の返還金未納者の人数は現年度で11名、過年度で26名、重複を除いて未納者実数は29名である。</p> <p>返還金の発生原因の主なものは、年金収入又は就労収入の未申告によるものであり、各々未申告者は11名となっている。</p> <p>未納者の約半数が現在も生活保護を受給中であり経済的に非常に厳しい状況にあるが、今後も分割納付等により粘り強く償還指導を行っていく。</p> <p>新たな返還金の発生防止対策としては、被保護世帯から収入を確実に申告させるため、これまでと同様に、新規ケースでは保護開始時に、継続ケースでは年度当初に、生活保護の権利と義務について記載した「生活保護のしおり」を配布・説明し、併せて</p>

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約30万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (4) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていたため、適正に処理されたい。
- (5) 講習会等の参加負担金の支払において、請求書ではなく受講決定通知により支出していたため、適正に処理されたい。

- 訪問時の指導を通じて被保護世帯への周知徹底を更に図っていく。
- また、収入申告書の提出指導及び課税調査、預貯金調査等を徹底するなどの対応に努めていく。
- なお、償還者の多くは生活状況が非常に厳しく、生活苦等を理由に納付が遅れがちなケースが多くあるが、自宅訪問を継続するとともに、償還者の生活実態の把握と償還意識の高揚に努め、粘り強く償還指導を行っていく。
- しかしながら、やむを得ず時効が完成したものについては、不納欠損の手続を実施したところであり、今後とも適切な債権管理に努めていく。
- (2) 平成28年度末現在で、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還している未納者は、19名おり、そのうち過年度の母子福祉資金貸付金の滞納者は1名である。
過年度1名の滞納者は、生活保護受給者であることから、生活保護ケースワーカーを通じて、生活実態の把握に努め、毎月自宅を訪問する等、償還指導を行うことにより、毎月一定の金額を償還している。
その他の現年度の未納者は、電話や自宅訪問により償還指導を行い、償還率は100%となっている。
今後も、新規の未償還金の発生を防止するため、貸付時に償還指導の徹底を図っていく。
 - (3) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行い、両者に相違がないよう処理を行った。
今後このようなことのないよう、適正な管理に努めていく。
 - (4) 指摘を受けて、証紙売りさばき代金の取扱いについて収納員に周知し、適正に処理を行っている。
今後このようなことのないよう、注意していく。
 - (5) 指摘のあった事項については、和歌山県財務規則第55条の規定に基づき、支出の正当性を証明するに足りる書類を添付する等、適正に事務処理を行うようにしたところである。
今後とも適切な支出事務に努めていく。

4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業使用料（土地水面）について、平成28年度末で約20万円の新たな収入未済が発生している。 未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (2) 土木使用料（公営住宅）については、平成28年度末で約48万円が収入未済となっており、前年度末に比し約4万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (3) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 納期限までに納入されなかった使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (5) 使用料及び賃借料（土地使用）の支出負担行為の 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 未収金の回収については、電話又は書面により納付を催促している。 今後も未納者の現状を把握するとともに、滞納整理の事務手続を進める等、適切な債権管理に努めていく。 (2) 土木使用料（公営住宅）の未収金の回収については、各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促により、効率的な指導を行っている。 今後も、未納者の現状を把握の上、滞納整理の事務手続を徹底し、適切な債権管理に努めていく。 (3) 証紙売りさばき代金（現金）については、現金収納者が銀行払込日に払込書を作成し、その者が銀行への払込みを行うよう、関係職員に周知徹底している。 (4) 使用料が納期限までに納入されなかった場合は、和歌山県財務規則に定められた納期限後20日以内に督促状を発する等、適正な債権管理に努める。 (5) 和歌山県財務規則の合議区分を確認し、適正な処

決裁について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

理に努める。

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約145万円となっており、前年度末に比し約96万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成28年度末で約29万円となっており、前年度末から回収が進んでいない。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額は、平成28年度末で約25万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、未納者に対して、訪問等のほか督促状又は催告状による通知を適宜行うとともに、委託管理人とも連携しながら家賃徴収を行っている。 今後も、適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 漁港施設の占用料については、平成28年度末で1件の滞納があったが、平成29年11月末現在で、滞納額286,300円のうち、21万円が分納により納付されている。残額についても、平成29年度中には納付される見込みとなっている。 今後も、未納者の現状の把握に努め、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 未納者に対して、定期訪問により分納徴収しているところであり、今後も、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(4) 旅行命令簿を基に旅費計算書を作成する段階で、夜間帰着の調整を失念し、旅費額が不足したものであり、不足分については、速やかに支出し、適正に処理を行った。 今後は、施行段階でのチェックを強化し、適正に処理を行っていく。</p>

6 和歌山県立なぎ看護学校

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 職員の旅費について、過渡しや支給漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 胸部結核検診の単価契約の決裁において、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿及び旅費計算書を再確認のうえ、過渡し分については旅費の返還処理を、支給漏れ分については追給処理を行った。</p> <p>(2) 単価契約を行う際には、単価契約の事前合議について（平成7年財第3号、出第7号）に基づき、適正に処理をするよう、職員に周知徹底を行った。</p>

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>教育委員会と協議せずに、承認基準を満たさない、1日当たり6時間を超えるレンタカー使用の旅の命令を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 平成29年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 計量検査手数料の資金前渡の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていなかった ので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、適正な事務処理 について、所属職員に周知徹底した。

正 誤

正 誤

平成23年11月18日付け和歌山県報第2308号和歌山県告示第1217号中

ページ	誤	正
6	上湯川 (107) (I-40013)	上湯川 (107) (I-40057)
	上湯川 (106) (II-40056)	上湯川 (106) (II-40443)

正 誤

平成23年11月18日付け和歌山県報第2308号和歌山県告示第1219号中

ページ	誤	正
8	朝来帰 (II-60117)	朝来帰 (II-60844)

正 誤

平成25年7月9日付け和歌山県報第2470号和歌山県告示第873号中

ページ	誤	正
4	三尾 (25) (III-50001)	三尾 (25) (III-50005)
	三尾 (36) (III-50002)	三尾 (36) (III-50006)

正 誤

平成26年3月24日付け和歌山県報第2540号和歌山県告示第320号中

ページ	誤	正
6	森浦 (101) (II-80026)	森浦 (101) (II-80152)
	森浦 (102) (II-80027)	森浦 (102) (II-80153)
	森浦 (103) (II-80028)	森浦 (103) (II-80154)
	森浦 (104) (II-80029)	森浦 (104) (II-80155)

正 誤

平成26年4月11日付け和歌山県報第2546号和歌山県告示第489号中

ページ	誤	正
8	日物川田中谷 (1) (II-40060)	日物川田中谷 (1) (II-40447)

正 誤

平成27年3月20日付け和歌山県報第2642号和歌山県告示第287号中

ページ	誤	正
39	大谷(3) (Ⅱ-40057)	大谷(3) (Ⅱ-40444)
	大谷(4) (Ⅱ-40058)	大谷(4) (Ⅱ-40445)
	大谷(5) (Ⅱ-40059)	大谷(5) (Ⅱ-40446)
	大谷(6) (Ⅲ-40004)	大谷(6) (Ⅲ-40008)

正 誤

平成27年7月24日付け和歌山県報第2678号和歌山県告示第867号中

ページ	誤	正
19	堅田26 (Ⅱ-60187)	堅田26 (Ⅱ-60845)
	堅田27 (Ⅱ-60188)	堅田27 (Ⅱ-60846)
	堅田28 (Ⅱ-60189)	堅田28 (Ⅱ-60847)
	堅田29 (Ⅱ-60190)	堅田29 (Ⅱ-60848)
	堅田30 (Ⅱ-60191)	堅田30 (Ⅱ-60849)
	堅田31 (Ⅱ-60192)	堅田31 (Ⅱ-60850)
	堅田32 (Ⅱ-60193)	堅田32 (Ⅱ-60851)
	堅田33 (Ⅱ-60194)	堅田33 (Ⅱ-60852)
	堅田34 (Ⅱ-60195)	堅田34 (Ⅱ-60853)

正 誤

平成28年6月17日付け和歌山県報第2769号和歌山県告示第677号中

ページ	誤	正
9	蜂伏6 (Ⅱ-4511)	蜂伏6 (Ⅲ-4511)

正 誤

平成30年3月27日付け和歌山県報第2949号和歌山県告示第340号中

ページ	誤	正
6	小畔川橋	見城橋